

◎新潟県告示第202号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和3年度地籍調査事業計画（令和4年4月5日新潟県告示第433号）を次のとおり変更する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
柏崎市	柏崎市の第1計画区	令和4年3月31日まで
新発田市	新発田市の第6計画区及び第7計画区	令和5年3月31日まで
小千谷市	小千谷市の第31-2計画区、第32計画区及び第33計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第18計画区及び市街第19計画区	令和4年3月31日まで
	十日町市の松代第1計画区、松代第2計画区、松之山第1計画区及び松之山第2計画区	令和5年3月31日まで
見附市	見附市の第8-2-2計画区及び第9計画区	令和4年3月31日まで
村上市	村上市の塩谷（神林第34-1計画区）、塩谷（神林第34-2計画区）、塩谷（神林第34-3計画区）及び朝日第36計画区（檜原・板屋越・早稲田）	〃
燕市	燕市の第44-1計画区、第44-2計画区及び第45計画区	令和5年3月31日まで
妙高市	妙高市の第1-2計画区	令和4年3月31日まで
阿賀野市	阿賀野市の第39計画区、第40計画区、第41計画区及び第42計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第52計画区、第53計画区、第54計画区、第55計画区、第56計画区、第57計画区、第58計画区及び第59計画区	〃
魚沼市	魚沼市の原虫野再調査計画区その1、原虫野再調査計画区その2、虫野再調査計画区その1、虫野再調査計画区その2、第37-3計画区、第39-1計画区、第49計画区、第40計画区、第46計画区、第17-2計画区、第11計画区及び第43計画区	〃

南魚沼市	南魚沼市の第12-1計画区、第12-2計画区及び第11計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第41計画区、第42計画区及び第43計画区	〃
田上町	田上町の第8計画区及び第9計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第10-1計画区及び第10-2計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第六計画区、第七計画区、第八計画区及び第九計画区	令和5年3月31日まで
湯沢町	湯沢町の第107-4計画区、第2020-1計画区及び第2020-2計画区	令和4年3月31日まで
刈羽村	刈羽村の第15計画区、第16-1計画区、第16-2計画区、第16-3計画区、第16-4計画区及び第16-5計画区	〃
関川村	関川村の第22計画区及び第30-1計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区、湯森林第2-1計画区、湯森林第2-2計画区、湯森林第3-1計画区及び湯森林第3-2-1計画区	〃